

農地法第3条申請添付書類（毎月6日～10日受付）

	売買 賃貸借	贈与 (一括贈 与)	交換	使用貸借権	農業者年金 (再設定)	競売 公売	農 林 振興公社	
3条申請書	○	○	○	○	○	○	○	様式1-1号
位置図 1/25,000	○	○	○	○	○	○	○	
付近状況図 1/2,000	○	○	○	○	○	○	○	住宅地図を利用(周辺500m)
公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	申請地(取得して3カ月以内) ※登記情報サービスは不可
登記事項証明書 (全部事項証明書)	○	○	○	○	○	○	○	取得して3カ月以内 ※登記情報サービスは不可
耕作証明書	○	○	○	○	○	○	○	譲受人が他市町村の時
住民票抄本	○	○	○	○	○	○	○	譲受人、譲渡人が他市町村の時
法人履歴事項全部証明書	○	○	○	○		○	○	法人申請の場合
買受適格証明書						○		
特別売却実施調書						○		通知書、期間入札調書
同意書			○					
委任状	○	○	○	○	○	○	○	代理人が申請をする時
農地等買受申込み書							○	
使用貸借契約書					○			許可日より10年の期間で設定
農地所有適格法人としての 事業等の状況	○	○	○	○		○	○	様式1-1号(別紙2)※1
農地所有適格法人以外の 法人等の事業等の状況	○	○	○	○		○		様式1-1号(別紙3)※2
特殊事情により申請する場 合の記載事項	○	○	○	○		○		様式1-1号(別紙4)※3
※ 提出書類は1部。								

下記の場合は、別途許可申請書に別紙の添付が必要になります。

※1農地所有適格法人が農地の権利等を取得または設定する場合

※2農地所有適格法人以外が農地の権利を設定する場合

※3特殊事情により申請する場合の記載事項

☆農林振興公社を通じた売買については、取得後の経営面積が農林振興公社の定める平均経営面積以上であることが要件となります。

(参考)農林振興公社の定める桜川市の平均経営面積(令和5年4月1日現在)・・・310a